一般質問

９月定例会では11名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにただすもので、下の表のとおり質問を行いましたが、ここではその一部を掲載しました。

※本紙では、今議会で行われた質疑応答を、広報委員会で抜粋し、事項別に整理し掲載しています。個々の議員の発言等、詳しくは12月上旬発行予定の本会議録を図書館やインターネットでご覧ください。インターネットを利用する場合は「かまくら GreenNet」から鎌倉市議会ホームページを開き、会議録検索システムをクリックしてください。また鎌倉市議会ホームページの本会議中継システムから、録画映像も見られますのでご利用ください。

前川　綾子……	「鎌倉の青少年の健全育成について」○青少年問題協議会について○鎌倉市の次世代育成から考えた場合の青少年行政のあり方と青少年課のポジション○鎌倉の青少年行政の指針となるものの作成について
早稲田夕季……	「鎌倉らしい景観について」「公衆トイレの整備について」
久坂くにえ……	「子育てをめぐる環境について」
高野　洋一……	「住宅政策に関連して」
吉岡　和江……	「深沢地区まちづくりについて」「健康づくりと健診・保健制度等について」
大石　和久……	「ゴミ行政について」
納所　輝次……	「生徒指導上の諸問題について」「子どもの読書環境の整備について」
萩原　栄枝……	「高齢者福祉の諸問題について」○地域福祉の充実について○介護保険制度の諸問題について
三輪裕美子……	「財産管理について」「まちづくりについて」「市民参加について」
原　　桂……	「教育諸問題について」「安全・安心なまちづくりについて」「路上喫煙について」
山田　直人……	「行政改革における組織戦略・目標管理・情報装備などについて」「コミュニティー活動の活性化について」「鎌倉市総合体育施設について」

鎌倉の青少年の健全育成について

本市では、地方青少年問題協議会法の規定に基づき、青少年問題協議会が設置されています。この協議会は、青少年に関する総合的施策に関して調査審議し、また関係行政機関相互の連絡調整を図ることされています。

今定例会では、青少年問題協議会の活動を初め、本市の青少年行政のあり方について、次のような質問が行われました。

質問…この青少年問題協議会が、最近開催されていないかと思うが、その理由を教えてほしい。

部長…開催しても、定例的な報告にとどまっている状況があり、実質的に青少年問題に関する審議事案が出てきたときに開催するといった判断から、平成十四年を最後に開催していない。

質問…青少年問題協議会は大事であり非常に残念だ。本市には今審議する事例がないという認識のようだが、問題はないわけではないと考える。青少年に関する相談状況を教えてほしい。

部長…教育センター相談室における平成十八年度の相談人数は二百七十四人、延べ相談件数は千五百一件であった。内容は不登校や家族関係、学校生活に関することなどであった。

質問…相談がいろいろあるということである。ぜひ青少年問題協議会を開いてほしい。青少年の問題ということをどうとらえているか。

教育長…携帯メールやインターネットによる有害サイトなど、子供たちが情報社会の波にのまれて被害に遭うケースが多くなっている。そういった問題は学校や行政だけで考えるのでなく地域や家庭にも入っていただき解決しなくてはいけないと思っている。青少年問題協議会の中身についても、今後十分検討したい。

質問…青少年は、どんどん成長し、すぐ大人になる。刻々と変わっていく社会の中で、とにかくこの青少年問題協議会を開催し、話し合う場を作ってほしい。本市の青少年会館の青少年の利用率はどうなっているか。

部長…青少年の利用率は約三割である。

質問…この利用率を上げるためにはどうしたらよいと考えるか。

部長…青少年会館の施設ＰＲを初め、魅力ある青少年講座を設け、それをＰＲすることが必要と考える。また施設面での改修や整備も必要になってくると考える。

質問…青少年に視点を当てた考え方を持ってほしい。本市の青少年が何を考え、どんなことを要求しているか、まずはそれに向きあうことから始まると思うがどうか。

部長…これまで青少年がどのような居場所を求め、過ごし、どのような価値観を持って地域と関わっていきたいかなど、調査をしたことがなかった。今後の課題と受けとめたい。

鎌倉青少年会館

玉縄青少年会館

高齢者福祉の諸問題について

昨年の介護保険制度改正に伴い、介護予防を目的とした地域支援事業が創設されました。また、保健師、社会福祉士及び主任ケアマネージャーが配置された地域包括支援センターが導入され、総合相談や支援を行っています。

今定例会では、地域支援事業において、地域包括支援センターを初め施設の問題について、次のような質問が行われました。

【地域包括支援センターについて】

質問…本市の地域包括支援センターの数は各行政区に一カ所となっているが、地域によって抱える人数やプラン作成数にかなりの差がある。高齢化が進む中、今後地域包括支援センターを増やさなければならないと考えるがどうか。

部長…増やす方向で検討せざるを得ないと考えている。

質問…現在、地域包括支援センターの支局という形で在宅介護支援センターが五カ所残っているが、在宅介護支援センターでの相談件数は地域包括支援センターに比べ極端に少ない。今後、地域包括支援センターに切りかえていく考えはあるか。

部長…地域包括支援センターを増やせば、在宅介護支援センターの数は減らしていくという考えでいる。

質問…今後地域包括支援センターの相談機能を充実させる対策をどのようにとっていくのか。

部長…地域包括支援センターの役割のうちで相談業務は大きな柱であり、次の計画見直しまでに議論したい。

【特別養護老人ホームについて】

質問…現在、特別養護老人ホームの床数は四百九十三床となっている。本市高齢者保健福祉計画では、この床数を来年度に七百床、平成二十六年に七百五十八床にするとしているが、高齢化が進む中、待機者はこれでは解消されない。市はこの目標数をどのように考えているのか。

部長…本年四月一日現在、待機者は五百三十七名だが、その中で居宅で介護度の重い方が約百七十名いる。最低限この数字だけはクリアしていきたい。

【地域支援事業の問題について】

質問…介護保険制度改正により地域支援事業という施策が出された。要介護状態に陥る恐れの高い特定高齢者が介護予防プログラムに参加できるとしているが、実情はほとんど参加者がいない。本市では今年度、特定高齢者を二千八名と見込んだが、七月までに対象となったのは八十八名、プラン作成に至ったのは十三名であり、見込みと余りにも差があるがどう考えるか。

部長…国の基準に従い見込んだが、これから検証していきたい。また本市だけの問題ではないようなので周辺市とも情報交換したい。

質問…利用人数が少なく制度自体が機能していない。国に制度改正の見直しを求める考えはあるか。

部長…このままでよいとは思っていない。県・国へ声を上げられるか、まず湘南八市で情報・意見交換をするべきと受け止めている。

質問…市が勝手に事業をやめるわけにはいかないが、参加率を上げるためにも、積極的に議論を進め、努力してほしい。

深沢地区まちづくりについて

本市では、第三次鎌倉市総合計画において「深沢地域国鉄跡地周辺総合整備構想」を主要な都市整備構想の一つに位置づけており、平成十六年九月には「深沢地域の新しいまちづくり基本計画」（以下「基本計画」という）を策定し、取り組みを進めています。

今定例会では、この基本計画と村岡新駅構想との関わりなどについて、次のような質問が行われました。

質問…昨年三月にＪＲ鎌倉総合車両センターの工場機能が廃止され、深沢地区まちづくりの動きが加速されている。市の取り組み状況はどうか。

部長…基本計画における面整備ゾーンの西側地区の権利者を対象に、土地区画整理事業等について説明などを行い、並行してＪＲ東日本と定期的な協議を重ねてきたところである。

質問…土地区画整理事業で行おうという考えのようだが、権利者の意向はどうか。

部長…面整備ゾーン全体で土地区画整理事業の手法による計画づくりを進めてよいか、西側権利者の方に対し、文書による確認をしたところ、土地の減歩（※文末参照）について納得できないという回答や、詳細な条件がわからないので回答を留保するという反応もあったが、全体の八十五・七％の方からは賛同を得ている。

質問…本市にとって、面整備ゾーンは市民要求を実現していく上で大事な土地であるが、この西側権利者に相当大きな負担がかかるという意味では、権利者の皆さんの意見を十分聞いて進めてほしいがどうか。

部長…土地区画整理事業をやるということになれば減歩が生じる。できるだけ権利者に過大な負担がかからないような計画づくりをしていきたいと考えているが、これから計画を具体化する中で、御指摘の点を踏まえ対応したい。

質問…昨年十月に武田薬品工業の跡地に新研究所の進出が決まったとの報道があり、村岡新駅構想が動き出そうとしているが、市はこれまで新駅についてどのような考え方で進めてきたのか。

部長…基本計画策定時には、村岡新駅構想の見通しが立っておらず、新駅構想は一旦わきに置き、計画を策定した経過があるが、新駅構想が前進すれば、これを見据え柔軟な対応を図る必要があり、藤沢市との連絡調整を行い、本市にとっての新駅の意義などについて整理することが重要と考える。

質問…村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会（以下「検討委員会」という）が設置されたようだが、その目的は何か。新駅設置が背景にあると理解してよいか。

部長…ＪＲ鎌倉総合車両センター工場廃止により、一体的な計画づくりに向けた土壌が整ってきたという本市側の動き、また新駅構想が現実味を帯びてきたという藤沢市側の動きが同じタイミングで出てきており、検討委員会では、村岡と深沢地区を一体的にとらえたまちづくりの方向性を検討することを目的としている。

質問…新駅は藤沢市が設置すると考えるが、検討委員会に鎌倉市が加わるということは、どういう具体的な協議をしようとしているのか。

部長…深沢地域では、面整備ゾーンに九つの導入機能を想定している。また藤沢市側も新駅設置となれば、まちづくりの中で導入機能の検討がされるので互いの導入機能のあり方について大局的に検討する必要があると考える。

質問…十月に面整備ゾーンの土地利用について、市民公募の協議会を開くと聞いているが、検討委員会とこの協議会との関わりはどうなるのか。

部長…協議会では、検討委員会の検討内容を踏まえ協議していく予定である。両者を並行して運営していく中で調整を図り、具体的な土地利用を固めていきたい。

質問…本市ではこれまで、市民参画により導入機能について議論し計画づくりをしてきた。それは新駅構想をわきに置いた形で進めてきたわけで、その計画と、新駅設置による動きとの整合性はどうなるのか。

部長…十年以上にわたる市民参加により、現在の基本計画があり、導入機能として九つの候補が挙げられている。これは最優先にやっていくことだと考えており、検討委員会の中で、その機能の導入が確認できるような対応をしていきたい。

質問…検討委員会の議論だけで機能分担や方向性が決まるのではないか、本市民が今まで培ってきたものがどう生かされるのか見えず、不安である。財政負担や本市への影響など、今後どう進んでいくのか市民にわかりやすく説明する必要があると思うがどうか。

部長…検討委員会だけで、すべてを決めるということはない。市民に情報提供をしながら協議会と検討委員会の双方の議論を踏まえ、物事を具体化していきたい。また仮に財政負担が生じるとすれば、もちろん市民や議会の理解を得なければ進められないと考えている。

市長…深沢のまちづくりは、市民とともにつくりあげた基本計画が基本であり、そういった中で新駅構想が話題になってきており、本市としても国や県、藤沢市と連携をとっていくことが、深沢のよりよいまちづくりに良い結果をもたらすという思いでいる。

※減歩…土地区画整理事業では土地所有者等から土地を提供してもらうなどして、新たに整備する道路・公園等の公共用地とし、あるいは売却し事業費に充てる。このように土地を提供してもらうことを減歩という。

深沢地域の新しいまちづくり基本計画　面整備ゾーン

請願・陳情の議決結果

【採択した請願】

◇岡本二丁目マンション現場周辺の、住民の不安と苦痛の解消についての請願書

請願の要旨は、工事が中止され放置されたままの岡本二丁目マンション現場周辺の住民の不安と苦痛の解消対策を一刻も早く実施することを議会として市長に要請してほしいというものです。

理事者の説明では、当該地の防災対策は、事業者により必要な安全対策が図られており、市としても関連課で連携し随時パトロールを行い、特に大雨などの際には事業者と連絡を取り、即時対応ができる体制をとっているとのことです。

これまで開発工事により通行不能となっている市道〇五三―一〇一号線の階段部分の原状回復工事は、事業者所有地の一部を利用する必要がありますが、開発計画地の入口部分をふさぐ工事は認めがたいとして事業者の理解が得られていません。また、市民、事業者、市による三者協議についても、まだ実現していません。一方、事業者は神奈川県を被告とした、神奈川県開発審査会の裁決取り消しを求め訴えを提起しています。

その後の事業者への協力要請も、訴訟提起を理由として理解が得られないことから、市は、市所有地だけで施工可能な、仮設構造物による当該地の通行機能の回復を考えており、今後近隣住民の理解を得て実施していきたいとのことです。

議会では、まずは市民、事業者、市による三者協議をしてほしいことから、請願には反対であるとの意見もありましたが、住民の安全安心対策は、市が責任を持って早期に取り組む必要があり、通行の確保についても、現在考えられている工事について、早急に住民の方々と協議し、解決することが必要で、議会として問題解決への後押しをすべきとの判断に立ち、多数の賛成で請願を採択しました。

【採択した陳情】

◇重度障害者医療費助成制度を含む三助成制度の維持継続を求めることについての陳情

陳情の要旨は、重度障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度及び小児医療費助成制度の三助成制度を、平成二十年度も現行のまま維持継続してほしいというものです。

この三助成制度は、県が市に対して補助を行っているものですが、医療保険制度改正や対象者の増加により、事業費が大きく増加し、県や市の財政を圧迫していることから、一部負担金の導入が検討されています。

議会では、制度の安定・継続的な運営のため、財政状況等に配慮しなければならない問題ではあるが、障害者に対する福祉施策や未来を担う子供たちの育成支援施策のさらなる充実が求められるとの判断に立ち、総員の賛成により陳情を採択しました。

また、同様の趣旨で提出された「重度障害者医療費助成制度を含む三助成制度の維持継続について、県への意見書提出を求めることについての陳情」の願意を認め、県に意見書を提出することとしました。（意見書は左記参照）

【不採択とした陳情】

◇住民の健康を守る保健制度の拡充を求めることについての陳情

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を提出することができます。今定例会では、次の２つの意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関などに送付しました。

重度障害者医療費助成制度を含む３助成制度の維持継続に関する意見書

神奈川県におかれては、重度障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度及び小児医療費助成制度について、市町村に対し補助を行っているところであるが、医療保険制度の改正や対象者の増加により事業費が年々増加し、県及び市町村の財政を圧迫していることから、平成17年４月に県内全市町村から県に対し、３助成制度の安定的かつ継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを要望したことを受け、県と県内代表11市町で組織する医療費助成制度見直し検討会による検討がなされ、本年３月に各市町村に報告書が送付された。

その主な内容は、３助成制度に、通院１回ごとに200円、入院１日ごとに100円を徴収する一部負担金を導入する、重度障害者にも所得制限を設ける、小児医療費助成の対象を通院分について小学校就学前まで拡大するというものである。

本市においては、現在、障害者に対する施策の充実や子育て支援に取り組んでおり、今後も維持継続しなければならないという見地から、この検討会の報告を受けて、本年６月に、重度障害者医療費助成制度に一部負担金及び所得制限を導入することに反対すること、小児医療費助成制度に一部負担金を導入することは現時点では見送るべきこと、児童扶養手当の減額が予定されているため、ひとり親家庭等医療費助成制度に一部負担金を導入することは見送るべきことなどの意見を神奈川県知事あて報告しているところである。

３助成制度については、将来にわたって安定的かつ継続的に運営することが肝要であり、財政状況等に配慮しなければならない課題であるが、障害者に対する福祉施策や未来を担う子供たちの育成支援施策のさらなる充実が求められており、これを後退させてはならない。

よって、神奈川県におかれては、重度障害者医療費助成制度を含む３助成制度について、平成20年度も維持継続を図られるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年９月27日

鎌倉市議会

沖縄戦集団自決への軍関与を否定する教科書検定意見の再検討を求めることに関する意見書

文部科学省は、2008年度から使用される高校教科書に、沖縄戦の集団自決について、日本軍による強制または命令は断定できないとの検定意見をつけ、５社７冊の日本史教科書で記述の削除・修正が行われた。これに対し、沖縄県では検定意見の撤回を求める意見書が二度にわたって全会一致で可決され、全41市町村でも同様の意見書が可決された。また、沖縄からは、教育長、超党派の議員団、県市町村代表者などがたびたび国への要請に訪れている。文科省は検定意見の撤回を拒がしているが、早期に検定意見の再検討を行えば、教科書は再訂正して出版できる。

そもそも沖縄での集団自決は旧日本軍の関与がなければ起こり得ず、多数の証人証言があるからこそ教科書にも記述され続けてきたのである。今回の削除・修正は体験者による数多くの証言を否定しようとするものである。沖縄からの意見書は史実を史実として後世に伝えることが私たちの責務であるという県民の総意が示されたものである。

沖縄はアジア太平洋戦争で国内唯一の地上戦の地となり、多くのとうとい命を失い、筆舌に尽くしがたい犠牲を強いられた県である。敗戦後も米国の支配下に置かれ、今もなお日本にある米軍基地の75％が小さな沖縄の島に集中し、さまざまな危険と不便を強いられている。９月29日に宜野湾市及び先島諸島で行われた検定撤回を求める沖縄県民大会にはおよそ12万人を超える県民が参加した。この沖縄からの訴えを真摯に聞き、自分たちのこととして考えることが大切である。

教科書検定問題は沖縄県民だけの問題ではない。鎌倉市民を初め全国民の問題である。平和を希求し悲惨な戦争を再び起こさないようにするためにも、沖縄戦の実相を正しく伝えることは重要である。後世に沖縄戦の歴史を残す意味からも、冷静かつ客観的な調査・研究を行うとともに、教科書検定委員が沖縄戦の犠牲者の証言を直接聞く機会を設けるべきである。よって、鎌倉市議会としても、今回の教科書検定意見が速やかに再検討され、教科書の回復が行われるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月５日

鎌倉市議会

可決した決議

議会は９月27日の本会議において、総員の賛成により次の決議を行いました。

サーフィンによる海難事故防止に関する決議

鎌倉市は相模湾沿岸の他都市と同様、日本を代表する海水浴場を有するとともに、サーフィンを楽しむ競技者や愛好家が多く集まるところとして知られている。

サーフィンは、気象条件に左右される海という自然を相手に自己の能力や技術をもって挑む果敢なスポーツとしての一面があり、高い波のときにこそだいご味があるとも言えるが、身の危険を伴い、一歩間違えば命を落としかねない側面もある。現在、市民、マリンスポーツ愛好者、漁業者などさまざまな人が、海浜を安全で快適に利用するための守るべき基本的なルールはあるものの、サーフィンを楽しむ上での法的な規制はなく、現に、台風の到来する時期などに一部のサーファーが無謀にも海に入り、遭難するなどの事故が後を絶たない現実がある。

海水浴客の安全確保については遊泳禁止などの措置を講じ、事故を未然に防ぐことができるが、サーファーの安全確保については、個人のモラル、責任にゆだねられているため、未然に事故を防ぐことが難しく、また事故が起こった場合、救助に多大な労力と経費がかかるばかりか、消防、警察、海上保安庁等の機関が、災害時の対応に備えるべきときに必要な人員を配置できないなどの事態も生じているところである。

このように、サーファー本人の命を守る観点からだけでなく、本来災害時に備えるべき救助の人員や物量の確保に資する観点からも、サーフィンについて、津波警報、波浪警報時等は海に入ることを禁止するなど一定の規制を行うことにより、事故防止のための必要な措置を講じる必要がある。

よって、本市議会としては、サーフィンによる海難事故防止に関し、広域的な取り組みも視野に入れ、行政が主体となって対策を講ずるよう要望する。

以上、決議する。

平成19年９月27日

鎌倉市議会

市議会ホームページ

http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/index.htm

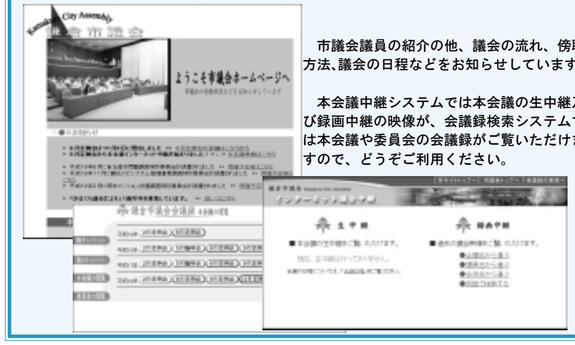

市議会議員の紹介の他、議会の流れ、傍聴方法、議会の日程などをお知らせしています。

本会議中継システムでは本会議の生中継及び録画中継の映像が、会議録検索システムでは本会議や委員会の会議録がご覧いただけますので、どうぞご利用ください。